

委員等の選出に関する申合せの一部改正について

改正理由：「個人別委員等一覧」の廃止及び選出時期の整理に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (委員等選出の手続き) 第6 学長委嘱による委員等は、原則として任期の前年度の2月末日までに選出する。<u>ただし、学系選出の学長委嘱による委員等は、任期の前年度の3月末日までに選出する。</u> 〔省略〕 (委員等一覧等) 第8 事務局は、当該年度における各委員会等組織の「委員等一覧」を作成し、<u>学内に公表</u>する。 (改廃) <u>第9</u> この申合せの改廃は、役員会が行う。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この申合せは、令和8年4月23日から施行し、令和8年1月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (委員等選出の手続き) 第6 学長委嘱による委員等は、原則として任期の前年度の2月末日までに選出する。 〔省略〕 (委員等一覧等) 第8 事務局は、当該年度における各委員会等組織の<u>委員等を一覧で示した「委員等一覧」及び各教員の委員会等組織の委員等への選出状況を示した「個人別委員等一覧」</u>を作成し、<u>学長及び学系長その他関係者に報告</u>する。 <u>第9 学系長は、原則として、5月の教授会において、「個人別委員等一覧」を教授会構成員に配付する。</u> (改廃) <u>第10</u> この申合せの改廃は、役員会が行う。 〔省略〕